

# 令和5年度「認定こども園わかくさ」入園案内

## 1、施設の名称・所在地

- 1) 名称 学校法人若草学園 認定こども園わかくさ（幼保連携型）  
・プレスクール（幼児教育部門＝満3・3・4・5歳児）  
・ナースリー（保育部門＝0・1・2歳児）
- 2) 所在地 田村市船引町船引字平館66番地  
・電話番号0247（82）4111（学園に関する全般）  
・電話番号0247（73）8008（ナースリー直通）

## 2、教育・保育内容

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき指導計画を定め、乳児及び幼児の心とからだと知恵の発達を図る。

○五つの領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)により心とからだと知恵の発達を図る。

◇健康 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

◇人間関係 他の人々と親しみ、支え合って生活するために自立心を育て人とかわる力を養う。

◇環境 周囲のさまざまな環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

◇言葉 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚・言葉で表現する力を養う。

◇表現 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性・表現する力を養い、想像力を豊かにする。

○独自の特別教育として次の教科を実施する。

エンジョイ・イングリッシュ(3・4・5歳児) 外国人英語教師の英語教育

エンジョイ・ジムナスティック(3・4・5歳児) 専門体育教師の幼児体操

○主な行事

遠足、夏祭り、林間学校(5歳児)、運動会、クリスマスの集い、保育参観、誕生会

○地域子ども子育て支援事業として次の事業を実施する。

地域子育て支援拠点事業(連携型---施設開放、子育て講座、育児相談)

一時預かり事業(幼稚園型・一般型)、延長保育事業、放課後児童クラブ

※1号認定児、2号認定児、3号認定児とは

1号認定児・・・3歳児以上で午後2時30分までの保育を希望の子ども

2号認定児・・・3歳児以上で保護者の就労等で夕方までの保育を希望の子ども

3号認定児・・・3歳児未満で保護者の就労等で夕方までの保育を希望の子ども

### 3、教育・保育を行う日及び時間等

1) 教育保育時間は次のとおりとする。

◇1号認定児 =月曜日～金曜日 9：00～14：30

◇2・3号認定児=月曜日～土曜日 7：30～18：30（土曜日は18：00まで）

保護者の就労等の状況に応じて市町村が以下のように定める

・保育標準時間：最長 11 時間

・保育短時間：最長 8 時間

2) 休園日は、次のとおりとする。

◇1号認定児

(1) 土曜日・日曜日

(2) 祝祭日

(3) 夏季休業 7月下旬～8月中旬まで（ただしこの間、8月初旬まで「夏季保育」を行う。）

(4) 冬季休業 12月下旬～1月上旬まで

(5) 春季休業 3月下旬～4月上旬まで

(6) その他 園長が特に必要と認めた日

◇2・3号認定児

(1) 日曜日

(2) 祝祭日

(3) 年末年始 (12/29～1/3)

(4) その他 園長が特に必要と認めた日

### 4、保育料等（月額）

項目	1号認定児	2号認定児	3号認定児
保育料	無償		0円～49,900円※
施設設備費	2,000円		
教具教材費	1,000円		
給食費 (副食費)	4,500円	4,800円	保育料に含む
	田村市在住の子どもは無料		
P T A会費	600円		600円
行事費	1,100円		
送迎バス代	距離、利用状況による		
卒園記念品 (5歳児のみ)	500円		
卒園アルバム代 (5歳児のみ)	600円		
放課後おやつ代		2,500円	

※ 保育料の負担額の算出や区分については田村市ホームページ上に掲載

また、他市町村にお住まいの方はそのお住まいの市町村が定める金額

1・2号認定児（3・4・5歳児）は遠足、テキスト代、楽器代等の実費

## 5、給食について

- 1・2号認定児（3・4・5歳児）＝外部搬入の副食給食(ご飯持参)  
3号認定児（0・1・2歳児）＝自園調理の完全給食

## 6、令和5年度入園募集について

### 1) 募集人員

- 1・2号認定児（3・4・5歳児） 140名程度  
3号認定児（0・1・2歳児） 40名程度  
（0歳児は、6ヶ月以上の乳児が対象です）

### 2) 募集期間

- 1号認定児 令和4年10月11日から定員に達するまで  
2・3号認定児 令和4年10月11日～11月11日

### 3) 入園に必要な提出書類等

- (1)入園申込書  
(2)教育・保育給付支給認定申請書  
(3)個人番号の提供について  
(4)保育の必要性を証明するために必要な書類（2・3号認定児のみ。下表を参照）
- ・入園児の父母及び65歳未満の同居親族のものが必要
  - ・同時にきょうだいが入園申し込みの場合はコピーでも可能

保育を必要とする事由		必要な書類	備考
就労	会社員	就労証明書	育児休業明け入園希望の場合、育児休業期間が明記された証明書が必要
	産休・育休		
	農業・自営業		地区民生委員からの証明が必要
妊娠中・出産		出産（予定）児童の母子手帳の写し	表紙と出産（予定）日がわかる部分
保護者の疾病・障害		診断書	
同居親族の介護・看護		介護・看護を受ける人の診断書	
求職活動		就労予定申立書	
就学		在学証明書	

### 4) 書類の提出先

#### ◇1号認定児

学校法人若草学園 認定こども園わかくさ【電話番号 0247 (82) 4111】

#### ◇2・3号認定児

田村市役所こども未来課【電話番号 0247 (82) 1000】